

ぽるとにおける福祉・介護職員処遇改善に関する情報公開

2024年1月5日

福祉・介護職員の処遇改善について取り組むことを前提に、以下の2つの加算を算定しています。加算の取得状況及び処遇改善に関する取り組みについて公開します。

	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員特定処遇改善加算
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善を目指すもの。・ 事業主が福祉・介護職員の資質向上や雇用の改善を推進し、職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、職員自身が研修等を積極的に活用することにより、福祉・介護職員の社会的、経済的評価が高まることを目指すもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 左記の加算に加え、経験や技能のある障害福祉人材のさらなる処遇改善を目指すもの。
取得状況	区分Ⅰ 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援)	区分Ⅰ 児童発達支援 放課後等デイサービス
平成20年10月以降に行った賃金改善以外の取り組み	<p>【資質向上やキャリアアップ】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 資格やより専門性の高い支援技術の取得を目指す職員に対して、年間の研修計画に基づき、研修受講支援（受講料や研修費の補助、勤務調整など）を実施・ 研修受講や知識技術能力とキャリア段位制度を連動する仕組みを作成 <p>【労働環境・処遇の改善】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミーティングや職員会議等により、職員の気づきを踏まえた業務内容や環境等の改善点等について意見交換を行う機会を設置・ 事故、トラブル対応マニュアルを作成し、役割分担や責任の所在を明確化・ 年次健康診断、およびその結果に基づく受診や健康管理を奨励・ 有給休暇の取得推進・ 職員の事情や希望に応じた勤務シフト・ 役割分担の明確化等による高齢従業者の雇用 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミーティングや職員会議等を活用し、経営理念および人材育成理念を共有・ 非正規職員から正規職員への転換	